

第4章 卒業後の生活へのスムーズな移行

1 卒業後における自立と社会参加の促進

子どもたち一人一人の自立と社会参加を促進するためには、発達段階に応じたキャリア教育の充実を図るとともに、労働、福祉、医療などの関係機関との連携を強化し、地域社会で支え合う仕組みを構築していくことが大切です。

共生社会を実現していくためには、障害のある方々の学校卒業後の生活が充実し、生涯にわたり一人一人が生きがいを持って過ごすことができるようにしていくことが不可欠です。

4 卒業後の生活への スムーズな移行

- ・大学等高等教育機関との連携
- ・関係機関と連携した就労支援
 - 一般就労に向けた企業等との連携
 - 福祉就労に向けた障害者支援施設等との連携
 - 就職先の拡大(職域の拡大)
- ・特別支援教育の生涯学習化

2 大学等高等教育機関との連携

現状

独立行政法人日本学生支援機構の修学支援に関する実態調査（平成29年5月1日現在）では、全国の大学、短期大学及び高等専門学校に、障害のある学生¹が31,204人（全学生数の0.98%）在籍し、障害のある学生が在籍する学校数は914校（全学校数1,170校の78.1%）と報告されています。

課題

- 障害のある生徒や保護者に、大学等の情報が適切に行き届いていない状況があり、連携に課題があります。
 - ・ 大学等のバリアフリー環境（エレベーター、スロープの設置の有無等）
 - ・ 障害のある学生への支援体制（ノートテイク²、点字翻訳の有無等）
 - ・ 受験時の配慮の有無
- 障害のある生徒が、大学等高等教育機関に対し、必要とする支援を伝える力が求められます。
- 障害のある生徒とその家族が、進学や将来のことについて考えることができるよう、適切な助言を受けながら相談できる場が必要です。

推進方策

- (1) 大学等と連携し、障害のある生徒への入試における特別な配慮を行っている大学やバリアフリー対応している大学等の情報を発信します。**新規**
- * あいちの学校連携ネット³の内容の充実を図り、活用を促進します。
 - * 受験時に必要に応じて、大学等と高等学校及び特別支援学校が話し合う場を設定するよう努めます。
 - * 入学前に、大学等高等教育機関と移行支援計画を活用した連携を図るとともに、修学に関して要請があれば、障害のある学生の修学サポートへの協力を行います。

¹ 障害のある学生：身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生

² ノートテイク：授業や講義等において、支援者（ノートテイカー）が難聴学生の耳の代わりになり、講義内容や友達の発言を筆記により同時通訳する。主に、手書きとパソコンを活用する二つの方法がある。

³ あいちの学校連携ネット：県内全ての大学と、高等学校・特別支援学校・公立小中学校を所管する市町村教育委員会の情報を掲載し、双方の連携した取組の実施につなげていくことを目的として平成24年3月に開設したサイト <http://www.gakkourenkei.aichi-c.ed.jp/>

- (2) 大学等高等教育機関へ生徒を進学させた実績のある特別支援学校の担当者が中心となり、進路指導主事の会議等で各校の効果的な取組や進学時の課題を話し合う場を設けます。
- (3) 特別支援学校の在校生や保護者に対して、大学等高等教育機関で活躍している卒業生の情報を情報発信することにより、生徒が進路や将来のことを考える機会を増やしていきます。**新規**
- (4) 合理的配慮の側面から合意形成が図られた事例について、県内の大学等高等教育機関のWebページで紹介されるよう依頼していきます。**新規**

3 関係機関と連携した就労支援

1 キャリア教育の充実

これまでの取組

平成 26 年度から 27 年度まで、いなざわ特別支援学校及び豊川特別支援学校において「知的障害特別支援学校高等部への職業コース設置に向けた研究」を実施しました。この研究では、特に、地域の企業との連携による実習や幅広い業種に対応した教育課程の編成等に成果が見られました。そこで、平成 28 年度から「職業コース」を設置しています。平成 29 年度には、一宮東特別支援学校、半田特別支援学校、平成 30 年度には安城特別支援学校、佐織特別支援学校に職業コースを設置しました。

「キャリア教育・就労支援推進委員会」を年 2 回開催し、特別支援学校と労働・福祉等の関係機関が、キャリア教育及び就労支援を円滑に進めるための方策を協議しています。平成 27 年度から就労アドバイザー、平成 29 年度から小中学校長の代表を新たに委員に加えることで、障害者雇用や小中学校の状況を踏まえた協議ができるようになりました。

特別支援学校における「キャリア教育推進事業」では、小学部 6 年生を対象とした「ふれあい発見推進事業」及び中学部 3 年生を対象とした「チャレンジ体験推進事業」を活用し、発達段階に応じて福祉施設等の見学や就労体験を行うことで、地域の福祉施設等との連携を積極的に図っています。「働くことに興味・関心を持てるようになった」、「進路に対する意識を高めることができるようになった」等の声があり、一定の成果が見られました。

課題

- 「キャリア教育・就労支援推進委員会」での就労支援策についての検証や検討の結果を、進路選択に生かすことができるよう、積極的に情報発信していくことが課題です。
- 「ふれあい発見推進事業」「チャレンジ体験推進事業」では、これまでに得られた成果を踏まえ、さらに一歩進んだ取組となるよう、内容やねらいについての見直しが課題です。
- キャリア教育の推進については、特別支援学校だけでなく、小中学校や高等学校に在籍する障害のある児童生徒への支援・指導の充実を図ることも課題です。
- 職業コースの設置については、学校の実情に応じて順次進めていますが、今後、設置を予定している学校に対して、就労アドバイザーや職業コース設置校等との情報交換や設置に向けての助言を聞くことができる機会を設ける必要があります。

- 小中学校及び高等学校における職業教育の充実への取組の参考にできるよう、職業コース設置校の取組や成果の発表を行う機会を設けるなど、特別支援学校以外にも広く情報を発信する必要があります。
- 職業教育の充実を図るためには、教員の専門性の向上が課題です。

推進方策

- (1) 学識経験者、企業関係者、関係部局、就労アドバイザー、学校関係者等を委員とする「キャリア教育・就労支援推進委員会」において、引き続き就労支援策について検証や検討を行います。
 - * 地域におけるキャリア教育を支援するため、就労アドバイザーによる講話や説明会を行うなど、小中学校や高等学校及び関係機関と連携を図りながらキャリア教育を推進します。
- (2) 特別支援学校における「キャリア教育推進事業」のねらいや内容を見直すことで、地域の福祉施設や企業等とのさらなる連携を図り、小学部段階での見学や中学部段階での体験実習を一層進めます。
 - * 愛知県産業人材育成支援センター「ひと育ナビ・あいち」（あいち夢はぐくみサポーター）¹の周知及び活用の促進を図ります。
- (3) 「自立と社会参加への取組に関する研究」を行うことで、小学部からの継続したキャリア教育の推進を図ります。
 - * 研究の成果を発表することで、特別支援学校だけでなく小中学校、高等学校へも情報発信し、学校の特色を生かしたキャリア教育の推進を図ります。
- (4) 知的障害特別支援学校高等部の「職業コース」の設置を引き続き進めます。
- (5) 就労アドバイザーが中心となり、職業コース設置校の取組や成果を各特別支援学校及び市町村教育委員会へ発信することで、障害のある児童生徒の職業教育の充実に向けての取組の拡充を図ります。

¹ 「ひと育ナビ・あいち」（あいち夢はぐくみサポーター）：県内の公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒に対するキャリア教育活動を支援する県内事業所や団体を、愛知県教育委員会が認証・登録する制度

- (6) 中学校の特別支援学級の教員等を対象とした、特別支援学校での作業学習についての研修会を実施し、就労に向けたイメージが持てるよう、中学校の教員の意識づけや専門性の向上を図ります。**新規**
- (7) 高等学校専門学科の免許状を保有している教員を講師とした研修会を開催し、特別支援学校で作業学習を担当する教員の専門性の向上を図ります。**新規**

第2部

第4章 卒業後の生活へのスムーズな移行 第2期愛知県特別支援教育推進計画の具体的な展開



知的障害特別支援学校「職業コース・喫茶サービス」の授業場面

2 就労先の拡大

これまでの取組

平成 27 年度から、高等特別支援学校 2 校を拠点として、各校に配置された 2 名の就労アドバイザーが、3 年間で延 800 か所以上の企業や関係機関を訪問し、新規の就労先の開拓や関係機関との連携、職業コース設置に向けての助言などを行うとともに、ハローワークを訪問し、特別支援学校等の情報提供を行うことにより、特別支援学校の就労支援において成果がみられました。

<就労アドバイザー業務実績> (単位：箇所)

項目	訪問先		
	企業等	関係機関等	計
H27 年度	198	25	223
H28 年度	212	62	274
H29 年度	250	114	364

(訪問実績 各年度)

企業等：企業、就労継続支援 A 型事業所²

就労継続支援 B 型事業所³

就労移行支援事業所⁴

障害者福祉施設

関係機関等：ハローワーク、障害者職業センター

障害者就業・生活支援センター

就労アドバイザーが複数の店舗を有する事業所への実習等の調整を行うことで、各校における情報共有や雇用に向けての手続を円滑に進めることができ、実習先の店舗数拡大につながりました。

「キャリア教育・就労支援推進委員会」を年 2 回開催し、特別支援学校と労働・福祉等の関係機関が、キャリア教育及び就労支援を円滑に進めるための方策を協議しています。平成 27 年度からは就労アドバイザーを委員に加え、実習先や就労先の拡大についての協議を活発に行っています。

「キャリア教育推進事業」では、発達段階に応じて企業等の見学や就労体験を行うことで、社会的・職業的自立に向けて必要となる基本的な知識・技能・態度を高めています。

また、「県の機関における障害者インターンシップ事業」⁵ を活用し、就労体験を行うことで、生徒の就職への意識を高めるよい機会となっています。

² 就労継続支援 A 型事業所：通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

³ 就労継続支援 B 型事業所：通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

⁴ 就労移行支援事業所：就労を希望する 65 歳未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。

⁵ 県の機関における障害者インターンシップ事業：知的障害者に県の機関で職場実習を実施し、一般就労に向けて職業生活の基本的知識・習慣等の理解を深めるとともに、職域の開発を図るための県産業労働部の事業

課題

- 就労先の拡大、就職率の向上を図るためには、雇用する企業等の障害への理解が不可欠であり、企業等の担当者が、生徒の様子や障害に対するサポート等を具体的にイメージしたり、理解したりすることが課題です。
 - ・ 適切な進路指導を行うためには、進路に関する研修を行うなど、教員のスキルの向上が不可欠です。
 - ・ 盲学校において、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の免許状を取得した生徒の職場開拓が課題です。
 - ・ 幅広い進路選択ができるよう、職域の拡大や新たな働き方を開拓することが必要です。
- 「あいちの教育ビジョン 2020 -第三次愛知県教育振興基本計画-」では、特別支援学校高等部卒業生の一般就労における就職率について、2020年度に50%との指標目標を設定していますが、現状では難しい状況にあります。指標目標を達成するためには、障害者雇用に関する関係機関との連携をさらに強化し、これまでの製造業を中心とした職場開拓だけでなく、幅広い業種で職域の拡大を図っていくことが必要です。
- 全ての障害種の特性に応じた就労支援を強化し、長く働き続けるための職場定着支援を充実させるためには、就労アドバイザーの適切な配置と効果的な活用が必要です。
- 政府が定めた「ニッポン一億総活躍プラン」及び「未来投資戦略 2018」では、農業分野での障害者の就労支援等の推進の観点から、農福連携⁶の推進が盛り込まれる等、農福連携に対する関心が高まっており、新たな職種の一つとして実習先や就労先の拡大を図ることが重要です。
- 就労アドバイザーが中心となって新規実習先や就職先の開拓、複数の店舗を有する事業所への実習等の調整を行うことで、各校が情報共有し、雇用に向けての手续を円滑に進めることができるようになりましたが、対象となる企業の増加に対応するためには、就労アドバイザーの適切な配置と効果的な活用が不可欠です。
- 「県の機関における障害者インターンシップ事業」を活用して就労体験を行うことで、生徒の就職への意識を高めるよい機会となっていますが、参加生徒の拡大や就労を見据えての就労体験が必要です。

⁶ 農福連携：障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組

推進方策

- (1) 「障害のある生徒の就労支援のための映像コンテンツ（動画）」⁷ の活用事例を蓄積し、各特別支援学校等への情報提供、愛知県教育委員会のWebページに映像掲載する等、障害のある子どもの職業教育の充実及び企業等に対する理解啓発に努めます。
 - * 就労アドバイザーが、生徒の障害の実態に応じた新たな実習先や就労先の開拓に活用し、職域の拡大に努めます。
 - * 重度の身体障害や病弱の生徒の在宅就労に向けて映像コンテンツを活用し、実習先や就労先の開拓につながる企業への理解啓発を図ります。
 - * 小中学校や高等学校のキャリア教育にも活用できるよう、就労アドバイザーによる情報発信に努めます。
- (2) 関係部局と教育委員会が連携し、就労アドバイザーを中心として実習先や就労先の拡大を図ります。**新規**
- (3) 知的障害特別支援学校だけでなく、全ての障害種の特性に応じた就労支援及び職場定着支援を充実させることができるよう、また地域や企業のニーズに対応できるよう、地域ごとに就労アドバイザーの増員を含めた適切な配置に努めます。**新規**
- (4) 複数の店舗を有する事業所への実習等の調整を行う業務について、就労アドバイザーが中心となりシステム化を図ります。対象となる企業の増加への対応を円滑に進めるため、就労アドバイザーの増員に努めます。
- (5) 「県の機関における障害者インターンシップ事業」を就業体験先の一つとして活用するとともに、就労を視野に入れた取組となるよう関係部局に働きかけていきます。

⁷ 障害のある生徒の就労支援のための映像コンテンツ（動画）：実習先の拡大や就職者の増加につなげるため、愛知県教育委員会が平成29年度に企業等への理解啓発及び情報提供を目的に作成した映像ツール。タブレット型端末に障害のある生徒の授業や作業学習場面、実際に働いている卒業生の様子などを障害種ごとにまとめ、収録している。

3 関係支援機関との連携

これまでの取組

各市町村主催の「自立支援協議会」⁸ や障害者就業・生活支援センター主催による地域の「ネットワーク会議」⁹ に特別支援学校も参加し、積極的に地域との情報交換を通して連携を深めています。

特別支援学校から福祉就労先への円滑な移行ができるよう、個別移行支援計画を活用するようにしています。各校が地域の関係支援機関等と連携をとり、積極的に情報交換を行うことで、卒業後の生活への円滑な移行ができるようになりました。

課題

- 地域の関係支援機関等との情報交換や連携が、地域によってはまだ十分ではないため、特別支援学校の教員が積極的にネットワーク会議等に参加することで、卒業後の支援を学校から支援機関へ円滑に移行できるようにすることが課題です。
- 特別支援学校卒業生で一般就労した者の離職状況は、年数を経るごとに高くなっており、職場への定着の支援の充実を図ることが課題です。
- 企業の採用担当者と生徒が直接面談をする機会は、大変貴重です。今後も関係支援機関と密に連携し、積極的に情報収集をするとともに、就職に向けた取組を行っていくことが課題です。

推進方策

- (1) 市町村の福祉担当課や福祉協議会等との連携やネットワーク会議への参加等を通じて、福祉的サービス施設等への円滑な移行及び定着支援を図ります。
- (2) 職場定着に向けた支援体制を学校から支援機関へスムーズに移行させるため、本人や保護者に地域の障害者就業・生活支援センター等の支援機関への利用を周知するとともに、キャリア教育・就労支援推進委員会を活用し、関係機関と連携を強化します。
- (3) 職場定着支援の充実を図るため、就労アドバイザーの増員に努め、職場定着支援を業務の一つとして位置付けるとともに、必要に応じた支援を行います。

⁸ 自立支援協議会：地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていくための協議を行う会議。障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から法定化された。

⁹ ネットワーク会議：各地域での障害者等を支援する機関及び団体の代表者が出席し、障害者支援における課題の検討を行い、関係機関との連携を進めるための話し合いを行う会議

- (4) ハローワークを通して多くの企業に働きかけ、企業向けの学校見学会を開催することにより、特別支援学校の実態や取組、ノウハウ等について伝え、障害者理解、啓発を進めます。
- (5) 多くの生徒が就職に向けた取組を進めることができるよう、今後も労働局との連携を密にし、「職場実習受入れのための事業所面談会」の開催に向け、学校の実情に応じた開催期日や開催地域の拡大等について働きかけます。
- (6) 労働局主催の「雇用マッチングサポートフェア」¹⁰ を活用し、企業と学校を積極的につなぐことができるよう、労働局やハローワークに開催地域拡大について働きかけます。



聾学校専攻科（機械科）における実習場面



盲学校における実習場面
(あん摩・マッサージ、はり、きゅうに関する専門教育)

¹⁰ 雇用マッチングサポートフェア:労働局主催の企業の障害者雇用をサポートする就労移行支援事業所との面談会

4 特別支援教育の生涯学習化

現状

障害のある方々が、学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツ等の様々な機会に親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策、労働施策等を連動させながら支援していくことが重要です（平成 29 年 4 月、松野文部科学大臣が「特別支援教育の生涯学習化」と表現）。

課題

- 特別支援学校学習指導要領では、「児童又は生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるよう、生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めること」と示されています。小学部段階から将来に向けた、幅広い経験の場を設定することが必要です。
- 生徒や保護者は、特別支援学校卒業後の学びや交流の場がなくなることに大きな不安を抱いていることから、NPO法人等の社会的資源の有効活用について考える必要があります。

推進方策

- (1) 生涯を通じて教育や文化、スポーツ等の様々な機会に親しむことができるよう、社会参加活動を支援します。
 - * 社会参加活動を通じて、観光、芸術鑑賞、スポーツ観戦等への関心を高めます。
 - * 生涯学習情報システム「学びネットあいち」¹ を通じて生涯学習に関する情報を提供し、社会生活を充実させるための情報収集・活用能力を育てます。
- (2) オリンピック・パラリンピックや愛知県内で行われる各種大会等を契機としたスポーツの盛り上げを活用し、在学中に児童生徒のスポーツに対する関心を高めます。**新規**
 - * 2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした特別支援学校におけるスポーツ活動のより一層の充実を図ります。

¹ 生涯学習情報システム「学びネットあいち」：生涯学習情報を総合的に提供するシステム。動画などの学習教材も提供している。 <https://www.manabi.pref.aichi.jp/>

* Specialプロジェクト2020²等、特別支援学校の幼児児童生徒が参加できる取組を周知し、スポーツ体験の機会を増やします。

(3) 早期の段階から文化芸術に触れることができるよう、特別支援学校における文化芸術の鑑賞・体験機会のより一層の充実を図ります。**新規**

* 小中学校等との作品交流や地域の作品展・展示会における鑑賞や出展等を通して、文化芸術活動に参加・接する機会を増やし、文化芸術の意欲向上へとつなげます。

(4) 文化芸術やスポーツの面で活躍する卒業生を取り上げ、生涯学習への意欲を高めるとともに、夢や希望を持って生活する気持ちを育みます。**新規**

<愛知県内で行われる各種大会・イベント等>

- ・ラグビーワールドカップ2019
- ・技能五輪全国大会・全国アビリンピック(2019・2020年)
- ・第20回アジア競技大会(2026年)
- ・あいちトリエンナーレ
- ・障害者アート展「あいちアール・ブリュット展」

² 2020年からの新たな特別支援教育(学習指導要領改訂)を契機に、文部科学省オリンピック・パラリンピックレガシー事業として、全国の特別支援学校で、スポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催するため、『「Special プロジェクト2020」文部科学省推進本部』を設置し、具体的な取組を行う構想

<参考>

- 「特別支援教育の生涯学習化に向けて」(平成29年4月7日付松野文部科学大臣メッセージ)のポイント
 - ・ 障害のある方々が、夢や希望を持って活躍できるような社会をめざしていく必要。その中でも、保護者の方々は、特別支援学校卒業後の学びや交流の場がなくなることにより大きな不安を持っていること。
 - ・ 今後は、障害のある方々が生涯を通じて教育、文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策と労働施策等を連動させながら支援していくことが重要。これを「特別支援教育の生涯学習化」と表現すること。
 - ・ 各地方公共団体においても、関係部局の連携のもと、国と共に取り組んでいただきたいこと。

- 「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について」(平成29年4月7日付関係局長等依頼事項)のポイント
 - ・ 障害者の多様な学習活動を総合的に支援する取組・体制の充実について
 - ・ 障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰のための推薦について
 - ・ 障害者スポーツ振興を総合的に推進するための体制整備について
 - ・ 「Specialプロジェクト2020」について
 - ・ 障害者による文化芸術活動の充実について
 - ・ 特別支援教育におけるスポーツ・文化芸術活動等の取組の充実
 - ・ 小学校等における障害者に対する理解の推進
 - ・ 高等教育における障害のある学生支援に関する検討